



米国会計関連情報 最近の論点

FASB — ASU第2015-01号「特別損益項目の概念の削除による損益計算書の表示の簡素化」を公表

FASBは2015年1月9日、U.S. GAAPを簡素化するためのイニシアチブの一環として、U.S. GAAPから特別損益項目の概念を削除する基準書を公表した¹。この基準書は、性質が非経常的である(unusual)か、または発生頻度の低い(infrequent)事象または取引に関する開示ガイダンスには影響を及ぼさない。

【主な内容】

- この基準書は、特別損益項目(extraordinary item)の区分表示、それらの税引後金額の表示、及び関連する1株当たり利益の開示を削除するが、性質が非経常的であるか、または発生頻度の低い重要項目の開示規定には影響を及ぼさない。
- この基準書により、U.S. GAAPとIFRS²の整合性が向上する。
- 企業は、この基準書を将来に向けて適用するか、遡及的に適用するかを選択でき、また早期適用も選択できる。

【主な影響】

- この基準書により、企業は、取引または事象の性質が非経常的であり、かつ発生頻度が低いかを評価する必要がなくなる。
- 企業は表示及び開示目的、及び期中報告目的で年次の実効税率を見積る際に、項目が非経常的であるか、または発生頻度が低いかを引き続き評価する。
- この基準書は、2015年12月16日以降開始する事業年度及びそれらの事業年度に含まれる期中期間について、すべての企業に適用される。

【特別損益項目の区分の削除】

現行の会計ガイダンスのもとでは、事象または取引の影響が営業活動に係る利益に含まれる場合、その事象または取引は企業の正常かつ通常(ordinary and usual)の活動であると推定している。従来は、特別損益項目に区分することが明確な証拠により裏付けられている場合にのみ、継続事業から生じる利益とは別に特別損益項目として表示することが検討された。このような概念は、この基準書によりU.S. GAAPから削除された。

¹ FASB ASU第2015-01号「特別損益項目の概念の削除による損益計算書の表示の簡素化」 www.fasb.orgより入手可能。

² IAS第1号「財務諸表の表示」

特別損益項目は、その非経常的な性質及び発生頻度の低さから、区別される事象及び取引であった。この基準書の公表前は、事象または取引を特別損益項目として区分するためには、以下の2つの要件をいずれも満たす必要があった。

- **非経常的な性質**: 営業活動を取り巻く環境を考慮すると、その事象または取引が高い程度の異常性 (high degree of abnormality) を有しており、正常かつ典型的 (ordinary and typical) な活動に明確に関連していない、または偶然に関連するものである
- **発生頻度が低い**: 営業活動を取り巻く環境を考慮すると、その事象または取引が予見可能な将来において再度生じることが合理的に見込まれないものである³

事象または取引が特別であるか否かの検討は削除されたが、事象または取引の性質が非経常的であるか、または発生頻度が低いという概念は、この基準書の影響を受けない⁴。性質が非経常的であるかまたは発生頻度の低い、重要な事象または取引に関する現行の表示規定及び開示規定は、この基準書により変更されない。これらの規定には、損益計算書上、継続事業の構成要素として区分表示するとして規定や、財務諸表の注記に記載するとして規定が含まれる。個々には重要ではないが、性質の類似する項目は合算しなければならない。

特別損益項目の区分が削除されたことに加え、特別損益項目に関する以下の表示及び開示も削除された。

- 損益計算書上の特別損益項目 (税引後) の区分表示 (継続事業から生じる利益の後の表示)
- 損益計算書上または財務諸表の注記における、特別損益項目に関連する法人所得税及び1株当たり利益情報の開示

KPMGの見解

企業は、取引または事象が非経常的であり、かつ発生頻度が低いかを評価する必要はなくなる。ただし、これらの項目に追加的な表示規定や開示規定を適用すべきか否かを決定するために、企業は引き続き事象の性質及び発生頻度を評価する必要がある。

期中報告の法人税

期中報告目的での年次の実効税率の見積りから、非経常的であるか、または発生頻度が低い項目を除外するとして規定は、この基準書により削除されないことに企業は留意することが重要である。特に、そのような項目に重要性があり、区分して報告される予定である場合は、期中報告上、独立した項目として引き続き取り扱われ、経常利益に適用される年次実効税率の見積りから除外される。

【移行措置及び適用日】

この基準書は、2015年12月16日以降開始する事業年度及びそれらの事業年度に含まれる期中期間に適用される。将来に向かっての適用、または遡及的に適用することが認められる。適用開始年度の期首から適用する場合には、早期適用が認められる。公開企業とその他の企業とで、適用日に相違はない。

将来に向かって適用する場合、従来特別損益項目に区分し表示していた項目を調整するために、継続事業から生じる利益に含めた項目の内容及び金額を開示することが要求される。遡及的に適用する場合、会計方針の変更に関する開示のガイダンスであるFASB ASC paragraph 250-10-50-1から50-2までで要求される内容を開示しなければならない。

³ FASB ASC Master Glossary www.fasb.org より入手可能。

⁴ FASB ASC paragraph 225-20-45-16 www.fasb.org より入手可能。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 会計・審査統括部

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
January 2015 No. 15-2をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニューズレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。